

表1-3 水質基準項目および検査頻度

項	項目	基準値	指針による 検査頻度	甲賀町 検査頻度(1箇所/年) 検査場所			
				浄水			原水
				浄水場(末端)	受水池(末端)	追加塩素設備 (末端)	浄水場 (入り口)
				岩室水源系	県受水池系	県受水池系	地下水・伏流水
				甲賀大原地域市民 センター	上野第2分団消防 車庫	和田老人憩いの家	
				1箇所	1箇所	1箇所	2箇所
1	一般細菌	100個/ml以下	毎月	12	12	12	1
2	大腸菌	検出されないこと。	毎月	12	12	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス- 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
38	塩化物イオン	200mg/l以下	毎月	12	12	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3ヶ月 発生時期に は月1回	1回/3ヶ月 発生時期に は月1回	1回/3ヶ月 発生時期に は月1回	-	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下					1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3ヶ月	4	4	-	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	毎月	12	12	12	1
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	毎月	12	12	12	1
48	味	異常でないこと。	毎月	12	12	12	-
49	臭気	臭気異常でないこと。	毎月	12	12	12	1
50	色度	5度以下であること。	毎月	12	12	12	1
51	濁度	2度以下であること。	毎月	12	12	12	1

省略不可項目

消毒副生成物